山喜株式会社　定　款

第１章　総　則

（商　号）
第１条　当会社は、山喜株式会社と称し、英文では ＹＡＭＡＫＩ ＣＯ.，ＬＴＤ.とする。
（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．シャツ、ニットシャツの製造ならびに販売
２．ブルゾン、パンツ、セーター、ジャケットの製造ならびに販売
３．紳士服、婦人服、子供服の製造ならびに販売
４．不動産の売買、賃貸、管理
５．前各号に付帯する一切の業務
（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を大阪市に置く。
（機関の設置）
第４条　当会社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。
（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、２５，９００，０００株とする。
（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、１００株とする。
（単元未満株主の権利）
第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。
１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
２．会社法第１６６条第１項に掲げる権利
３．募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
（株主名簿管理人）
第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
（株式取扱規程）
第１０条　当会社の株式に関する取り扱いは取締役会の定める株式取扱規程による。
（基準日）
第１１条　当会社は、毎年３月３１日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第３章　株　主　総　会

（招　集）
第１２条　当会社の定時株主総会は毎決算期の翌日から３ケ月以内にこれを招集する。
（招集権者および議長）
第１３条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役がこれに当る。
（決議の方法）
第１４条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第３０９条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（電子提供措置）
第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
（議決権の代理行使）
第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）
第１７条　当会社の取締役は（監査等委員であるものを除く。）は１０名以内とする。
２．当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は５名以内とする。
（取締役の選任）
第１８条　当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。
（取締役の任期）
第１９条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
３．補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
４．会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を

する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（ 取締役会の招集通知 ）

第２０条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

２．取締役会の招集は、会日の３日前までに各取締役に対しその通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

３．取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

（ 取締役会の決議 ）

第２１条　取締役会の決議は議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決する。

（ 代表取締役および役付取締役 ）

第２２条　当会社に取締役社長および取締役会長各１名を、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中から選任する。

２．取締役会長および取締役社長は当会社を代表する。

３．取締役会長および取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

（ 業務執行 ）

第２３条　取締役社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役または常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

２．取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

（ 業務執行の決定の取締役への委任 ）

第２４条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（ 取締役会の議事録 ）

第２５条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載　または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（ 取締役会規程 ）

第２６条　取締役会の運営について、法令または定款に定めのない事項は、取締役会の決議による取締役会規程による。

（ 取締役の報酬等 ）

第２７条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 5 章　　監 査 等 委 員 会

（ 監査等委員会の招集 ）

第２８条　監査等委員会の招集は、会日の３日前までに各監査等委員に対しその通知を発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

（ 監査等委員会の決議 ）

第２９条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

（ 監査等委員会の議事録 ）

第３０条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（ 監査等委員会規程 ）

第３１条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章　　取締役および会計監査人の責任免除

（ 取締役および会計監査人の責任免除 ）

第３２条　当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

２．当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。

第 7 章　　計　　算

（ 事業年度 ）

第３３条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（ 剰余金の配当 ）

第３４条　当会社は、取締役会の決議によって、会社法第４５９条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。

２．当会社は毎年３月３１日または９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という）を行うことができる。

（ 自己株式の取得 ）

第３５条　取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

（ 配当金の除斥期間 ）

第３６条　配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以　上